

「コムストックローン約款」【コムストックローン・ダイレクト】の一部改正新旧対照表

大阪証券金融株式会社

[実施日：平成 16 年 6 月 28 日]

(下線箇所は改正部分)

新	旧
<p>第 1 条～第 11 条 (略)</p> <p>第 12 条(月次報告書)</p> <p>1 当社とお客様との取引の明細については、毎月末現在を基準として月次報告書を作成し、翌月の 1 日(休日の場合はその翌営業日)に当社からお客様に<u>交付</u>します。</p> <p><u>2 前項の月次報告書の交付は、電子情報処理組織を使用する方法によるものとします。ただし、お客様から書面交付の申出があった場合は、書面を郵送する方法によるものとします。</u></p> <p><u>3</u> お客様は、<u>第 1 項</u>の月次報告書によりその内容を確認し、記載内容に疑義がある場合は、すみやかに当社に対して連絡していただきます。</p> <p><u>4</u> 第 1 項の月次報告書の<u>交付</u>後、15 日以内にお客様より前項に定める連絡がない場合は、当社は、当該報告書の記載内容すべてについて承認いただいたものとして取り扱います。</p> <p>第 13 条～第 20 条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>平成 16 年 6 月</p>	<p>第 1 条～第 11 条 (略)</p> <p>第 12 条(月次報告書)</p> <p>1 当社とお客様との取引の明細については、毎月末現在を基準として月次報告書を作成し、翌月の 1 日(休日の場合はその翌営業日)に当社からお客様に<u>通知</u>します。 (新設)</p> <p><u>2</u> お客様は、<u>前項</u>の月次報告書によりその内容を確認し、記載内容に疑義がある場合は、すみやかに当社に対して連絡していただきます。</p> <p><u>3</u> 第 1 項の月次報告書の<u>発送</u>後、15 日以内にお客様より前項に定める連絡がない場合は、当社は、当該報告書の記載内容すべてについて承認いただいたものとして取り扱います。</p> <p>第 13 条～第 20 条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>平成 15 年 10 月</p>